

市民相談室のごあんない

市民相談室は、日常生活での困りごとや心配ごとの相談窓口です。
相談無料。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。



予約・問合せ＝人権施策推進課 市民相談室 (内線 245・☎ 53-1568 (直通))

相談種別	相談員	日 時	場 所
一般・人権相談	職員 人権啓発指導員	月～金曜 8時30分～17時15分	市民相談室 (電話相談可)
DV・女性相談	女性相談員	月～金曜 8時30分～17時15分	専用電話 ☎ 52-6240
消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜 9時～16時	消費者センター ☎ 53-1583 (直通)
法律相談【予約制】	弁護士	毎月第1・2・3水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
女性のための法律相談 【予約制】	女性弁護士	毎月第4水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
行政相談	行政相談委員	毎月第3木曜 13時～16時	市民相談室
人権相談	人権擁護委員	毎月第4木曜(7・12月除く) 13時～16時	三の丸会館
司法書士による法律相談 【予約制】	司法書士	毎月第1金曜 13時～16時20分(1人40分)	市民相談室
税務相談【予約制】	税理士	毎月第1木曜(3月除く) 13時～16時(1人30分)	市民相談室
外国人生活相談	相談員	毎週日曜 12時～15時	南部公民館

※祝日や年末年始は実施しません。また、相談日は変更になる場合があります。

※法律相談のご利用はおひとり年度内2回までとさせていただきます。また同一案件は年1回までとさせていただきます。

※法律相談、税務相談は、現在電話相談となっています。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となる場合があります。

消費者被害防止機能が付いた電話機購入に補助金を交付します ～令和3年度分の申し込み受付を行います～

特殊詐欺の被害防止や悪質な電話勧誘対策に、補助金を利用して防犯機能が強化された電話機に買い換えませんか。すでに設置した人からも「迷惑電話が減った」「電話を取るときに安心できる」と好評です。

補助金額＝電話機等の購入費の2分の1で上限10,000円(100円未満切捨て)

募集件数＝100件程度(申し込み先着順)

※対象者や対象機種などの詳細は下記まで問い合わせてください。

問合せ＝市民相談室(内線245)



新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関する、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。だれもが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止め、お互いに相手を思いやる気持ちを持っていただきますようお願いいたします。